

五城目町起業希望者旅費等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、五城目町における起業を促進するため、県外に住所を有する者が五城目町で起業を希望し視察をした場合において、その旅費等の一部を予算の範囲内において、五城目町起業希望者旅費等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金交付の対象者は、県外に住所を有する者で、五城目町での起業を希望し、本町に宿泊して視察を行う者とする。

(交付の対象)

第3条 補助金は、起業を希望する者の交通費及び宿泊費、研修費について交付する。

2 補助金は、本事業と同一の内容の他の補助事業と重複して交付を受けることができない。

(補助金の補助率及び補助限度額等)

第4条 補助金の補助率及び補助限度額等は別表第1のとおりとし、補助金額は1千円を単位として端数は切り捨てる。

2 前項の額の算定に当たっては、交通費については最も合理的な経路で算定し、宿泊費及び研修費については実費額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、視察予定日の14日前までに五城目町起業希望者旅費等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 身分証明書等の写しなど、住所のわかるもの
- (2) 起業計画書
- (3) その他、町長が必要と認める書類

(補助金交付の決定及び通知)

第6条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金交付の可否を決定するとともに、その決定の内容を五城目町起業希望者旅費等支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金交付の変更手続)

第7条 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、五城目町起業希望者旅費等支援事業補助金変更（中止）承認申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

ない。

(1) 補助事業の内容の変更（軽微な場合を除く。）をするとき。

(2) 補助事業を中止しようとするとき。

(補助金交付の決定変更及び通知)

第8条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、五城目町起業希望者旅費等支援事業補助金交付決定変更通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 申請者は、視察終了後14日以内に五城目町起業希望者旅費等支援事業補助金実績報告書（様式第5号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 領収書等、支払が確認できる書類

(2) その他、町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定及び通知)

第10条 町長は、前条に規定する実績報告書を受領した場合は、当該書類の審査等により交付すべき補助金の額を確定し、五城目町起業希望者旅費等支援事業補助金確定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第11条 補助金の交付請求は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に五城目町起業希望者旅費等支援事業補助金交付請求書（様式第7号）により行うものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により交付決定を受けたときは、交付を取り消すものとし、五城目町起業希望者旅費等支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和4年3月31日で、その効力を失う。

別表第1（第4条関係）

補助率	1 / 2
補助限度額	1人当たり5万円